1

## 「胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革」修訂

間 大 輔

水

ことが判明した。全く恥ずかしい限りであり、本稿にて訂正する次第である。 中國語に翻譯している最中、 筆者は本誌前號において、「胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革」と題する論文を發表した。その後、 同稿には筆者の勘違いや、そこから生じた矛盾、 單純な誤記など、複數の誤りがある 同稿を

第一節 三族刑の再制定

五頁一五行目

誤:同じく張家山第三三六號墓出土の「七年質日」より、第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝元年と考えられ

ること

正:同じく張家山第三三六號墓出土の「七年質日」より、 第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝七年と考えられ

ること

2

## 七頁八行目

誤:胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、文帝後元年を下限とするとされている。すると、文帝は後七年を待つま

でもなく、後元年に三族刑を正式に再制定していたことになろう。

正:胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、文帝後元年を上限とするとされている。筆者は以前、文帝が文帝後元

年、あるいは遲くとも後七年までには三族刑を再制定したと述べたが、以上の檢討結果とは矛盾しない。

九頁一二行目

誤:しかし、 この部分が文帝後元年に至って初めて制定されたとは限らない。

正:しかし、 この部分が文帝後元年以降に至って初めて制定されたとは限らない。

注

二三頁三行目

誤:律令に限っていえば、以上のうち❷・❸・❺には『選粹』にも收録されていない竹簡の圖版あるいは釋文が 見える。

正:律令に限っていえば、以上のうち❷・❸・❺・❻には『選粹』にも收録されていない竹簡の圖版あるいは釋

文が見える。

正:『武威漢簡』誤:『王杖十簡』

王沛、項目號20&ZD180) による研究成果の一部である。

(附記)

本稿は中國國家社會科學基金重大項目資助「甲、 金、 簡牘法制史料彙纂通考及數據庫建設」(研究代表者: